西海市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例の制定 について

西海市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例案を次のとおり提出する。

令和5年2月24日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。)の施行及び災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の11第1項に規定する名簿情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- 2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報 の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。第6条第2項において 「令」という。)で使用する用語の例による。

(個人情報取扱事務登録簿)

- 第3条 実施機関は、個人情報取扱事務(継続的に又は反復して個人情報を取り扱う事務であって、個人情報ファイルその他保有個人情報を含む情報の集合物を利用し、又はこれを作成することとなるものをいう。以下この条において同じ。)について、次に掲げる事項を記載した帳簿(以下「個人情報取扱事務登録簿」という。)を必要に応じ備え付けることができるものとする。
 - (1) 個人情報取扱事務の名称
 - (2) 個人情報取扱事務をつかさどる組織の名称
 - (3) 個人情報取扱事務の目的又は概要
 - (4) 取り扱う個人情報の対象者の範囲及び人数
 - (5) 取り扱う個人情報の項目
 - (6) 取り扱う個人情報の取得先
 - (7) 取り扱う個人情報の利用目的以外の目的のための自らの利用又は提供の有無
 - (8) 取り扱う個人情報の保存の形態及び処理の委託の有無
 - (9) 個人情報取扱事務で用いる個人情報ファイルの名称及び地方公共団体 等行政文書の名称
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 実施機関は、前項の個人情報取扱事務登録簿を備え付けたときは、当該個人情報取扱事務登録簿に前項各号に規定する事項を登録するよう努めるものとする。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿に登録されている個人情報取扱事務 を廃止したときは、当該個人情報取扱事務を個人情報取扱事務登録簿から抹 消するよう努めるものとする。

(不開示情報)

第4条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項において不開示情報から除かれる同項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、西海市情報公開条例(平成17年西海市条例第10号)第7条第1号ウに掲げる情報のうち、公務員等の氏名に係る部分とする。ただし、当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合又は法第78条第1項第1号若しくは第3号か

ら第7号までに該当する場合にあっては、この限りでない。

(開示請求の手続)

第5条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が規則で定める事項を記載することができる。

(開示請求に係る手数料等)

- 第6条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料は、無料と する。ただし、次項に掲げる場合を除く。
- 2 法第87条第1項の規定による写しの交付(開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において実施機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。)により保有個人情報の開示を受ける者は、西海市手数料条例(平成17年西海市条例第60号)第2条第1項に定める額を納めなければならない。この場合において、当該写しの交付を令第28条第4項の規定による送付により受ける場合における当該送付に係る手数料の額についても、同様とする。
- 3 前項の手数料は、規則で定める方法により納付しなければならない。
- 4 第2項の規定による写しの交付及び送付に要する手数料は、前納とする。 (訂正請求の手続)
- 第7条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が規則で定める事項を記載することができる。

(利用停止請求の手続)

第8条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、実施 機関が規則で定める事項を記載することができる。

(西海市個人情報保護審査会への諮問)

- 第9条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、西海市個人情報保護審査会条例(令和5年西海市条例第 号)第1条に規定する西海市個人情報保護審査会に諮問することができる。
 - (1) この条例その他個人情報の取扱いに関し定める条例について、その規

定を改正し、又は廃止しようとする場合

- (2) 法第66条第1項又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第12条の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
- 2 市長は、災害対策基本法第49条の11第2項に規定する避難支援等関係者に 対し、避難行動要支援者名簿に記載した情報(以下「名簿情報」という。) を提供することについて西海市個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、特 に必要があると認めるときは、名簿情報を提供することができる。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(西海市個人情報保護条例の廃止)

- 第2条 西海市個人情報保護条例(平成17年西海市条例第11号)は、廃止する。 (西海市個人情報保護条例等の廃止等に伴う経過措置)
- 第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の西海市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
 - (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者
 - (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託 を受けた業務に従事していた者
- 2 旧条例第31条第7項の規定による職務上知り得た個人の秘密を漏らしては ならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日前に旧条例第12条又は第18条の規定による請求がされた場合における旧個人情報の開示(これに係る手数料を含む。)及び訂正並びに旧条例第22条の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第6号に規定する特定個人情報の利用停止については、なお従前の例による。
- 4 第1項(同項第1号を除く。)及び第2項の規定により、なお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の 適用については、なお従前の例による。
- 5 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用に ついては、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行の際現に旧条例第8条第1項第6号の規定により、旧条例 第31条の規定による西海市個人情報保護審議会の意見を聴いて実施されてい るこの条例の第9条第2項に規定する名簿提供に該当する事務は、この条例 の施行日以降は、この条例の第9条第2項の規定によりなされたものとみな す。
- 7 この条例の施行の目前に、次条の規定による改正前の西海市情報公開条例 第23条第6項の規定に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従 前の例によるものとし、この条例の施行の日以後に次条の規定による改正後 の西海市情報公開条例(以下この条において「改正後条例」という。)第23 条第6項の規定に違反した行為については、改正後条例第40条の罰則の規定 を適用する。

(西海市情報公開条例の一部改正)

第4条 西海市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる」を削る。

第7条第1号中「であって、」の次に「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により」を加え、「のうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」を削り、「あるもの」を「あるもの。」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる情報を除く。

第7条第1号に次のように加える。

- ア 法令若しくは他の条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2 条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律 第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除 く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関 する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政 法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25 年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法 人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規 定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をい う。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報で あるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該 職務遂行の内容に係る部分(当該公務員等の氏名に係る部分を公にす ることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合 にあっては、当該部分を除く。)

第7条第2号中「(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律 (平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。 以下同じ。)」及び「(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2 条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」を削り、同条 第7号中「法令若しくは他の条例(以下「法令等」という。)」を「法令等」 に改める。

第31条第1項前段中「又は複写」を「(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又はそれらに係る写しの交付」に改め、同項後段中「複写」を「写しの交付」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「複写」を「写しの交付」に改め、同項を

同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は交付をしようとするとき は、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意 見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めると きは、この限りでない。

第31条に次の2項を加える。

- 4 第1項の規定による写しの交付を受ける審査請求人等は、実費の範囲内 において手数料を納めなければならない。
- 5 前項の規定による手数料の額については、西海市手数料条例第2条第1 項に定めるところによる。

第40条中「30万円以下」を「50万円以下」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、市の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

(西海市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 西海市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 (平成17年西海市条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表その他の各種委員等の報酬の表個人情報保護審議会の部を削る。

(西海市手数料条例の一部改正)

第6条 西海市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表中「

西海市情報公	写しの交付	1枚(両	10円	白黒複
開条例(平成	手数料(日	面複写に		写
17年西海市条	本工業規格	よる場合	гоШ	カラー
例第10号)の	A列3番以	は、片面	50円	複写
規定による公	下の用紙に	を1枚と		俊 与
文書の写しの	限る。)	する。)		
交付又は西海	しついめの	1 th (=	実費	
市個人情報保	上記以外の	1枚(両	夫貨	
	写しの交付	面複写に		

護条例 (平成	手数料	よる場合		
17年西海市条		は、片面		
例第11号)の		を1枚と		
規定に基づく		する。)		
個人情報及び		又は1回		
特定個人情報				
の写しの交付	写しの送付	1回	実費	郵送に
	に要する手			よる交
	数料			付を行
				う場合

」を

西海市情報公 開条例 (平成	手数料(日	面複写に	10円	白黒複写
17年西海市条 例第10号)第 16条及び第31 条第1項並び	A列3番以	は、片面	50円	カラー複写
に個人情報の 保護に関する 法律(平第57 号)項、個 議会の保護に 報の保護に	写しの交付 手数料(上 記の規格以 外のものに 限る。)	面複写による場合	実費	
する条例(令 和5年西海市 条例第	写しの交付 手数料(電 子的・磁気	1枚(個)	実費	

Γ

号)第28条第 1項及び西海 市個人情報保 護審査会条例 (令和5年 海市条例第 号)第12条	的 記録 か て の 他 媒 体 に 記録 し た 限 の る。)			
第1項の規定に基づく写しの交付	写しの送付 に要する手 数料	1回	実費	郵よ付う場合

」に改め

る。

(西海市暴力団排除条例の一部改正)

第7条 西海市暴力団排除条例(平成24年西海市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項後段を削る。

新旧対照表

西海市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例

(附則第4条) 西海市情報公開条例の一部改正

新	旧
西海市情報公開条例	西海市情報公開条例
平成17年4月1日	平成17年4月1日
西海市条例第10号	西海市条例第10号
第1条及び第2条 (略)	第1条及び第2条 (略)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、個人に関する情	2 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、通常他人に知ら
報を公にすることのないよう、最大限の配慮をしなければならない。	<u>れたくないと望むことが正当であると認められる</u> 個人に関する情報を公
	にすることのないよう、最大限の配慮をしなければならない。
第4条~第6条 (略)	第4条~第6条 (略)
(公文書の公開義務)	(公文書の公開義務)
第7条 実施機関は、公文書の公開請求があったときは、当該公開請求	第7条 実施機関は、公文書の公開請求があったときは、当該公開請求
に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」とい	に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」とい
う。) のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、	う。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、
当該公文書を公開しなければならない。	当該公文書を公開しなければならない。
(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除	(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除
く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述	く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情
等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録さ	報と照合することにより、特定の個人を識別することができること

新

旧

- れ、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をい う。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別すること ができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別 することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別 することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益 を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令若しくは他の条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- <u>イ</u> 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすること が必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当

となるものを含む。)<u>のうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの</u>又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分 (当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより、当該個 人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該 部分を除く。)

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア及びイ (略)

(3)~(6) (略)

(7) <u>法令等</u>の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する主務大臣等 の指示により公開することができないとされている情報

第8条~第30条 (略)

(提出資料の閲覧等)

第31条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア及びイ (略)

(3)~(6) (略)

(7) <u>法令若しくは他の条例(以下「法令等」という。)</u>の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する主務大臣等の指示により公開することができないとされている情報

第8条~第30条 (略)

(提出資料の閲覧等)

第31条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は複写を求めることができる。この場合において、審

新	旧
<u>める方法により表示したものの閲覧)又はそれらに係る写しの交付</u> を	査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当
求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を	な理由があるときでなければ、その閲覧又は <u>複写</u> を拒むことができな
害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなけ	٧٠°
れば、その閲覧又は <u>写しの交付</u> を拒むことができない。	
2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は交付をしようとする	
ときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求	
人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がな	
いと認めるときは、この限りでない。	
3 審査会は、 <u>第1項</u> の規定による閲覧又は <u>写しの交付</u> について、日時	<u>2</u> 審査会は、 <u>前項</u> の規定による閲覧又は <u>複写</u> について、日時及び場所
及び場所を指定することができる。	を指定することができる。
4 第1項の規定による写しの交付を受ける審査請求人等は、実費の範	
囲内において手数料を納めなければならない。	
5 前項の規定による手数料の額については、西海市手数料条例第2条	
第1項に定めるところによる。	
第32条~第39条 (略)	第32条~第39条 (略)
(罰則)	(罰則)
第40条 第23条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下	第40条 第23条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下
の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
2 前項の規定は、市の区域外において同項の罪を犯した者にも適用す	
<u>る。</u>	

(附則第5条) 西海市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

新				I⊟			
西海市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例			西海市特別職の職	員で非常勤	かのものの報酬及び費	用弁償に関する条例	
			平成17年4月1日				平成17年4月1日
			西海市条例第39号				西海市条例第39号
本則 (略) 別表 (第2条関係)			本則 (略) 別表 (第2条関係))			
職名		報	酬の額	職名		報	酬の額
(略)				(略)			
個人情報保護審	会長	日額	18,000円	個人情報保護審	会長	日額	18,000円
查会	委員	日額	15,000円	査会	委員	日額	15,000円
				個人情報保護審	<u>会長</u>	<u>日額</u>	7,300円
				<u>議会</u> 	<u>委員</u>	<u>日額</u>	6,700円
西海市基地対策	会長	日額	7,300円	西海市基地対策	会長	日額	7,300円
協議会 委員	委員	日額	6,700円	協議会	委員	日額	6,700円
(略)				(略)		1	

(附則第6条)西海市手数料条例の一部改正

	新					旧			
西海市手数料条例 本則 (略)				17年4月1日 市条例第60号	西海市手数料条例 本則 (略)				17年4月1日 市条例第60号
別表(第2条関係) 手数料を徴収する事務	名称	単位	手数料の金額	摘要	別表(第2条関係) 手数料を徴収する事務	名称	単位	手数料の金額	摘要
(略)					(略)	1	l	I	
地籍図根・三角・多角 測量成果簿の写しの請 求に対する交付	測量成果 簿の写し の交付手 数料	1路線	200円		地籍図根・三角・多角 測量成果簿の写しの請 求に対する交付		1路線	200円	
西海市情報公開条例 (平成17年西海市条例 第10号) <u>第16条及び第</u> 31条第1項並びに個人	付手数料 (日本工	1 枚 (両 復 写 に よ る 場	50円	白黒複写 カラー複 写	西海市情報公開条例 (平成17年西海市条例 第10号) <u>の規定による</u> 公文書の写しの交付又	付手数料 (日本工	(両面	50円	白黒複写カラー複写
情報の保護に関する法	列3番以	合は、			は西海市個人情報保護	列3番以	合は、		

新			旧			
# (平成15年法律第57	1 枚 と す る。) 1 枚 実費	条例(平成17年西海市条例第11号)の規定に基づく個人情報及び特定個人情報の写しの交付	に限	1 枚 と す。) 1 両 で 和 面	実費	
<u>写しの交</u>	1 枚 実費					

	新					旧			
	付(的的光クの体しにる。)	<u>(個)</u>							
	写しの送付に要する手数料	1回	実費	郵送による交付を 行う場合		写しの送 付に要す る手数料	1回	実費	郵送によ る交付を 行う場合
別に定めがあるものを除く公文書、一般文			10円	白黒複写	別に定めがあるものを除く公文書、一般文		1 枚 (両 面	10円	白黒複写
書、図面、写真等の写しの交付		複写に	50円	カラー複 写	書、図面、写真等の写しの交付	(日本工業規格A	複写に	50円	カラー複写

新			旧
列3番以 下の用紙 に 限 る。)	片面を	列3番 下の用 に る。)	
上記以外の写しの交付手数料	(両面	上記以の写し交付手料	の(両面
(略)	,	(略)	1 1

(附則第7条) 西海市暴力団排除条例の一部改正

新	旧
西海市暴力団排除条例	西海市暴力団排除条例
平成24年9月28日	平成24年9月28日
西海市条例第20号	西海市条例第20号
第1条~第3条 (略)	第1条~第3条 (略)
(市の責務)	(市の責務)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、関	2 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、関
係行政機関及び関係団体等に対し、当該情報を提供するものとする。	係行政機関及び関係団体等に対し、当該情報を提供するものとする。
	この場合において、関係行政機関に対しては、西海市個人情報保護条
	例(平成17年西海市条例第11号)第2条第2号に規定する個人情報に
	ついても提供できるものとする。
第5条~第15条 (略)	第 5 条~第15条 (略)

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(西海市個人情報保護条例の廃止)

第2条 西海市個人情報保護条例(平成17年西海市条例第11号)は、廃止する。

(西海市個人情報保護条例等の廃止等に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の西海市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)の規定によるその業務に関して知り得た

旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない 義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前に おいて旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- 2 旧条例第31条第7項の規定による職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に旧条例第12条又は第18条の規定による請求がされた場合における旧個人情報の開示(これに係る手数料を含む。)及び訂正並びに旧条例第22条の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第6号に規定する特定個人情報の利用停止については、なお従前の例による。
- 4 第1項(同項第1号を除く。)及び第2項の規定により、なお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 5 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行の際現に旧条例第8条第1項第6号の規定により、旧条例第31条の規定による西海市個人情報保護審議会の意見を聴いて実施されているこの条例の第9条第2項に規定する名簿提供に該当する事務は、この条例の施行日以降は、この条例の第9条第2項の規定によりなされたものとみなす。
- 7 この条例の施行の日前に、次条の規定による改正前の西海市情報公開条例第23条第6項の規定に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとし、この条例の施行の日以後に次条の規定による改正後の西海市情報公開条例(以下この条において「改正後条例」という。)第23条第6項の規定に違反した行為については、改正後条例第40条の罰則の規定を適用する。

第4条~第7条 (略)